カーバメート系化合物（メチルカルバミド酸オルト－セコンダリーブチルフェニル（別名ＢＰＭＣ）、メチルカルバミド酸メタ－トリル（別名ＭＴＭＣ）及びＮ－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸Ｓ－メチル（別名メソミル））	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱等の精神障害、筋の線維束攣縮、痙攣等の運動神経障害又は縮瞳、流涎、発汗等の自律神経障害
二・四－ジクロルフェニル＝パラ－ニトロフェニル＝エーテル（別名ＮＩＰ）	前眼部障害
ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガン（別名マンネブ））	皮膚障害
Ｎ－（１・１・２・２－テトラクロルエチルチオ）－４－シクロヘキセン－１・２－ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）	皮膚障害又は前眼部障害
テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害
トリクロルニトロメタン（別名クロルピクリン）	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
Ｎ－（トリクロロメチルチオ）－１・２・３・６－テトラヒドロフタルイミド	皮膚障害
二塩化１・１′－ジメチル－４・４－ビピリジニウム（別名パラコート）	皮膚障害又は前眼部障害
パラ－ニトロフェニル＝２・４・６－トリクロルフェニル＝エーテル（別名ＣＮＰ）	前眼部障害
ブラストサイジンＳ	前眼部障害、気道・肺障害又は嘔吐、下痢等の消化器障害
六・七・八・九・一〇・一〇－ヘキサクロル－一・五・五ａ・六・九・九ａ－ヘキサヒドロ－六・九－メタノ－二・四・三－ベンゾジオキサチエピン三－オキシド（別名ベンゾエピン）	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識喪失等の意識障害、失見当識等の精神障害又は痙攣等の神経障害
ペンタクロルフェノール（別名ＰＣＰ）	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は代謝亢進
モノフルオル酢酸ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、不整脈、血圧降下等の循環障害、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害又は痙攣
硫酸ニコチン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、流涎、呼吸困難、意識混濁、筋の線維束攣縮又は痙攣

備考　金属及びその化合物には、合金を含む。

○厚生労働省告示第三百十七号

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成二十二年厚生労働省告示第三百八十号）の全部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用することとしたので公表する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針

目次

前文
第１章　総則
第１　目的
第２　用語の定義等
第３　適用範囲
第４　対象疾患等
第５　対象となるヒト幹細胞等
第６　基本原則
１　倫理性の確保
２　安全性及び有効性の確保
３　品質、安全性等の確認
４　インフォームド・コンセントの確保
５　公衆衛生上の安全の配慮
６　情報の公開
７　被験者及び提供者の個人情報の保護
第２章　研究の体制等
第１　研究の体制
１　全ての研究者等の基本的な責務
２　研究者の責務
３　研究責任者の責務等
４　総括責任者の責務等
５　研究機関の長の責務等
６　組織の代表者等の責務等
７　研究機関の基準
８　倫理審査委員会
第２　厚生労働大臣の意見等
１　厚生労働大臣の意見
２　重大な事態に係る厚生労働大臣の意見
３　厚生労働大臣の調査
第３章　ヒト幹細胞若しくはヒト分化細胞の採取又はヒト受精胚の提供
第１　提供者の人権保護
１　提供者の選定
２　提供者の保護